

①事業者の責務

項目	チエック項目		記入欄	確認
事業者の責務 建物所有者の責務	共	<input type="checkbox"/> 石綿健康障害の予防措置の実施、石綿ばく露の最小化、石綿を含有しない製品への代替化の努力【石綿則1】		
	A D	<input type="checkbox"/> 建築物・工作物に石綿を飛散させるおそれのある建築材料 ^{*1} （吹付け石綿等）の使用禁止【建基法28の2、88.1】		
		<input type="checkbox"/> 吹付け石綿等を使用している既存建築物・工作物を増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替を行うとき、吹付け石綿等を全て除去する【建基法3.3】		
		*但し、増改築、大規模の修繕、大規模の模様替を行うときの既存遡及緩和規定がある【建基法86の7.1、建基令137の4の3、建基令137の12.3】		
		1. 増築、改築部分の床面積が基準時の延べ面積の1/2以下である場合		
		(1) 増築、改築部分の吹付け石綿等を除去する		
		(2) 増築、改築部分以外の部分に対し除去、封じ込め、囲い込み ^{*2} を行う		
		2. 大規模の修繕、大規模の模様替えの場合		
		(1) 大規模の修繕等を行う部分の吹付け石綿等を除去する		
		(2) 大規模の修繕等を行う部分以外の部分に対し、除去、封じ込め、囲い込みを行う		
事業者、建物貸与者の義務 発注者の責務 注文者の配慮 注文者の配慮 発注者の責務		<input type="checkbox"/> 吹付け石綿等を使用している建築物の増改築、大規模の修繕又は大規模の模様替を行うとき、当該工事範囲を除く部分の吹付け石綿等に対する措置（除去、封じ込め、又は囲い込み）を検討したか		
	A D	<input type="checkbox"/> 損傷等による粉じんの発散、ばく露の恐れのある石綿含有吹付材の除去、封じ込め、囲い込み等の措置の実施【石綿則10】		
	共	<input type="checkbox"/> 解体等作業の請負人に対する石綿含有建材の使用状況の通知の努力【石綿則8】		
	共	<input type="checkbox"/> 解体等の仕事の注文者の配慮義務【石綿則9、3.1】		
		*下記の作業を行う仕事の注文者は石綿等の使用有無の調査、作業等の方法・費用・工期等について法令の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮する		
		1. 建築物、工作物又は船舶の解体、破碎等の作業（吹付けされた石綿等の除去の作業を含む）		
		2. 石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業		
	共	<input type="checkbox"/> 特定工事 ^{*3} の注文者の配慮義務【大防法18の19】		
		*特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮する		
	共	<input type="checkbox"/> 発注者の分別解体等に要する費用の適正負担の努力義務【建リ法6】		
		*注文する建設工事について分別解体等に要する費用の適切な負担に努める		

*1 石綿の飛散のおそれのある建築材料：①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウールで、その含有する石綿の重量が、当該建築材料の重量の0.1%を超えるもの【国交告1172、2006.09.29】

*2 封じ込め、囲い込み：「建築材料から石綿を飛散させるおそれがないものとして石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置について国土交通大臣が定める基準を定める件」（国交告1173、2006.09.29）

*3 特定工事：特定粉じん排出等作業^{*3.1}を伴う建設工事【大防法18の15】

*3.1 特定粉じん排出等作業：吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で【大防令3の3】で定めるもの（特定建築材料）が使用されている建築物を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気の汚染の原因となるもので【大防令3の4】で定めるもの